

下諏訪町プレミアム付商品券取扱手引

下諏訪町プレミアム付商品券は、表紙と商品券500円が10枚綴りになっています。
取扱・換金方法は下記をご覧ください。

使用期間：令和元年10月1日から令和2年3月31日まで有効

下諏訪町プレミアム付商品券
万治の恵み

●500円券10枚綴

◎注意事項
※本券は現金とのお引き換えはいたしません。
※本券のご利用の際、つり銭のお返しはいたしませんので額面以上にてご利用下さい。
※登録店以外でのご利用はできません。
※ご不明な点は下諏訪商工会議所（TEL.27-8533）までお問い合わせ下さい。

No.000000

下諏訪町プレミアム付商品券
万治の恵み
500円

★本券のご利用については裏面をご覧ください。 事業主体：下諏訪町 発行者：下諏訪商工会議所

SHIMOSUWA 令和2年3月31日まで有効 **¥500**

- 表紙と商品券はのり付けされていますが、綴られていない商品券も取扱して下さい。
また、束で渡された場合は必要枚数を取った上、表紙と一緒に商品券をお返し下さい。
- 500円額面未満のお買い物の場合、おつりは出ませんので額面以上の買い物をしていただき、端数は現金で頂くようにして下さい。
- 破損した商品券は、全体の3分の2程度が残っていれば商品券とみなして下さい。
- 下段のSHIMOSUWAは、金箔になっています。カラーコピーをすると黒くなりますので、偽造券等の判断基準になります。
- 一回の買い物で利用できる枚数に制限はありません。
- 切手や金券類などの換金性の高いものや、タバコの購入又は電子マネーのチャージ等には利用できません。また、お店によって利用できない商品やサービスがあれば、消費者に分かりやすく明示して下さい。
- 商品券の転売、再利用は堅く禁止します。

裏面に換金方法があります

換金方法について

金券提出日：毎月6日・16日・26日（銀行が休業の場合は翌営業日になります）

下記の金券提出日以外は手続き出来ませんのでご確認ください。

裏面処理：換金前に必ず商品券裏面の店舗記入欄に店舗名の記入又は押印をして下さい。

換金方法：各金融機関窓口「商品券引換依頼書」がありますので必要事項を全てご記入の上、商品券と一緒に指定金融機関窓口へご提出下さい。

申込時にご登録いただいた口座へ振り込まれます。

（口座へのご入金、金券提出日翌日より3営業日以内です。）

※指定金融機関以外での換金手続きはできません。

必ず申込時にご登録いただいた指定金融機関の窓口へ提出して下さい。

不明な点がございましたら、下諏訪商工会議所（27-8533）までお電話下さい。

| | |
|--|---|
| <p>利用者の皆さまへ</p> <p>商品券裏面</p> <ul style="list-style-type: none">◎本券は取扱い加盟店ポスターが提示してある登録店でのみご利用できます。◎本券は有効期限（令和2年3月31日）を過ぎると無効となりますのでご注意ください。◎本券は、商品券・ビール券・酒券・図書カード・切手・印紙・プリペイドカード・電子マネー等換金性の高いもの及びタバコには利用できません。また、店舗によっては本券が利用できない商品があります。◎本券使用による現金との引き換え、返金はできません。◎本券の盗難・紛失または滅失について、発行者はその責を負いません。◎本券のご利用の際、つり銭のお返しはいたしませんので額面以上にてご利用ください。 | <p>見本</p> |
| <p>取扱店の皆さまへ</p> <p>◎換金方法は、取扱手引きをご覧ください。</p> <p>★取扱事業所名(必ずご記入ください)</p> <p><u>取扱店事業所名を押印又は記入して下さい</u></p> | <p>事業主体：下諏訪町 発行：下諏訪商工会議所 TEL.0266-27-8533</p> |

| 金券提出日 | | |
|-----------|--------|--------|
| ・10月 | 16日(水) | 28日(月) |
| ・11月6日(水) | 18日(月) | 26日(火) |
| ・12月6日(金) | 16日(月) | 26日(木) |
| ・1月6日(月) | 16日(木) | 27日(月) |
| ・2月6日(木) | 17日(月) | 26日(水) |
| ・3月6日(金) | 16日(月) | 26日(木) |
| ・4月6日(月) | | |